平成２９年（フ）第６２３号
千葉県市原市川在218番地
破産者　本吉けい子
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６４７号
千葉県市川市入船５番11―201号　（プレジオ弐番館）
破産者　廣瀬　達章
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６８１号
千葉市稲毛区黒砂１丁目14番８号　アーデル西千葉204号
破産者　奥野　信広
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３０号
大分市大字森町837番地の１
破産者　有限会社ステップ
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６９８号
千葉県市原市五井東３丁目42番地１　パークハイツ21―201号
破産者　山田　淳平
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７２７号
千葉県市川市大野町２丁目1857番地６　（ホワイトコーポラス102号）
破産者　石川　明美
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８１０号
さいたま市大宮区高鼻町２丁目69番地18
破産者　新井工業株式会社
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２２２号
千葉県八千代市米本2427番地22
破産者　佐々木俊夫
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６４５号
千葉市若葉区小倉町1012番地１
破産者　石川　祐一
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７３３号
東京都西多摩郡檜原村3416番地
破産者　市川　定良
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３８号
東京都北区赤羽３丁目３番３号ドミール赤羽202、登記簿上の本店所在地埼玉県戸田市大字新曽2245番地（コルメキッサアスカ403号室）
破産者　株式会社Ｈ―ＳＩＤＥ
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４２２号
札幌市中央区南二条西10丁目1000番
破産者　ルバン株式会社
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
京都府京丹後市網野町浅茂川246番地
破産者　田重機業株式会社
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第２４３号
兵庫県三田市西相野256番地
破産者　株式会社Ａｉｍｓ　ｏｎ
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１０号
神戸市長田区菅原通７丁目14―１丸和興産ビル５Ｆ
破産者　株式会社シューズＦＡＮＦＡＮ
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４号
松江市西嫁島２丁目４番２号　吉野アパート201
破産者　上田　厚一
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５号
島根県出雲市斐川町上直江1418番地３
破産者　有限会社酒ゴリラ
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０９号
広島市西区商工センター４丁目４番10号
破産者　株式会社サンベビー大島屋
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８４号
沖縄県宜野湾市真栄原１丁目14番11号　コーポ伊波１Ｆ
破産者　有限会社徳
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２５号
宮城県柴田郡川崎町支倉台１丁目19番18
破産者　株式会社アロマコロジーなかじま
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第１３２０号
東京都八王子市本町35番４号
破産者　北村　喜昭
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部